

子ども・子育て支援の基本理念等について

1 基本理念等についての考え方

子ども・子育て支援の基本理念等については、盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画・後期行動計画（計画期間：平成 22～26 年度）の基本理念を基に、「子ども・子育て支援法」、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)」、盛岡市子ども・子育て会議の意見を踏まえて作成することとする。

2 支援事業計画への記載の根拠

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」（平成 25 年 8 月 6 日）

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

市町村及び都道府県は、法の基本理念及び第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を作成すること。（以下略）

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

市町村子ども・子育て支援事業計画において地域の实情に応じて定めることとされた事項は、次に掲げる事項その他別表第四に掲げる事項とする。

別表第四 市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項

事 項	内 容
一 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。

2 現行計画の基本理念

盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画・後期行動計画（現行）

1 基本理念

子どもがまんなか～みんなで育む子どもの笑顔～

地域の人々の優しさに包まれて子どもが育つ環境づくり，大切な子どもたちの笑顔が街にあふれる地域社会づくり，そして子育てに喜びを感じることができるまちづくりの実現を目指し，前期行動計画では「子どもがまんなか～みんなで育む子どもの笑顔～」を基本理念として定めました。

子育てを支えるすべての施策は，子どもの幸せと健やかな成長を第一に願うものです。子育てについての第一義的な責任は，父母その他保護者が有するという基本的認識に立った上で，その子育てを，家庭，行政，学校，企業，地域が一緒になって「みんな」で支えていく，その理念はこれからも変わることはありません。その中で，子どもたちは家族の大切さや子育ての素晴らしさを自ら感じ，盛岡というまちへの思いを深めながら，次代の担い手となっていきます。

後期行動計画においてもこの基本理念を引き続き掲げ，子育てをまちぐるみで支援するしくみづくりを更に進めながら，子育ての喜びを地域社会全体で実感し，分かち合えるまちづくりを目指します。

2 基本的な視点

本計画の策定にあたっては，次の3つの視点を基本とします。

(1) 子どもの幸せを考える視点

子どもは，様々な家庭環境の中で育てられています。どのような環境でも，子どもの幸せを第一に考え，子どもの生命や人権を擁護し，子どもの利益を最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり，さらには，男女が協力し合い育てていくことが重要です。

また，子ども一人ひとりの実情に配慮した取組とともに，すべての子どもと家庭を支援する取組が必要です。

(2) 安心して子育てができる視点

子どもを産み育てることは，同時に長期にわたる親育てです。子どもの心豊かな人間性の形成を促し，やがてはその子どもが自立して新たな家庭を築いていくための取組が重要です。

また，そのためには安心して子どもを育てることができる環境づくりが必要であり，子どもの成長過程や多様なニーズに対応した質の高いサービスを確保しながら，子育てを通じ親と子がともに成長する「子育て」，「親育て」を支援する取組が必要です。

(3) 地域社会みんな子育てを支援する視点

子育ては，その基本的な責任は保護者にありますが，子どもも社会の一員であり，社会全体で協力し合って子どもの成長を見守り，関わっていくことが大切です。

特にも，これからはワーク・ライフ・バランス（※）の視点に立った働き方の見直しが必要です。

また，子育て支援の活動を行う団体など地域の社会資源の十分な活用に努めながら，地域社会全体で子育てを支える取組が必要です。

3 新制度（案）

1 基本理念（修正版）

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる、かけがえのない大切な存在です。

子どもたちの健やかな成長を願い、地域の人々の優しさに包まれて子どもが育つ環境づくり、大切な子どもたちの笑顔が街にあふれる地域社会づくり、そして子育てに喜びを感じることができるまちづくりの実現を目指します。

子育てを支えるすべての施策は、子どもの幸せと健やかな成長を第一に願うものです。子育てについての第一義的な責任は、父母その他保護者が有するという基本的認識に立った上で、その子育てを、家庭、行政、学校、企業、地域が一緒になって「みんな」で支えていく、その理念はこれからも変わることはありません。

その中で、子どもたちは、盛岡というまちへの思いを深めながら、次代の担い手となっていきます。

子どもを産み育てたいと思う人々の希望がかなえられ、子育てに喜びや生きがいを感じることができ、子育ての喜びを地域社会全体で実感し、分かち合えるまちづくりを目指します。

2 基本的な視点

本計画の策定にあたっては、次の3つの視点を基本とします。

(1) 子どもの幸せを考える視点

すべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

子ども一人ひとりが、かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感をもって成長できるよう、すべての子どもと家庭を対象として実情に配慮した取組を進めます。

(2) 安心して子育てができる視点

男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じて、親として成長できるような支援に取り組みます。

子どもの成長過程や多様なニーズに対応した質の高いサービスを確保しながら、子育てを通じ、親と子がともに成長できるような取組を進めます。

(3) 地域社会みんなが子育てを支援する視点

すべての人々が子どもや子育て支援について、関心と理解を深め、協働してそれぞれの役割を果たすことが必要です。

子育て支援の活動を行う団体など地域の社会資源の十分な活用に努めながら、地域社会全体で子育てを支える取組を進めるとともに、子育てと仕事が両立できるようワーク・ライフ・バランスの視点に立った取組を進めます。

4 参考

■子ども・子育て支援法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

■「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」（抜粋）

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある。

また、法は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものである。このことを踏まえ、全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要がある。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在である。子どもの健やかな育ちと子育てを

支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである。しかるに、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいる。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされている。

このような状況に鑑みれば、行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要である。そうした取組を通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるといふ人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない。

一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化や、赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えるなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化している。

また、共働き家庭は増加し続けているとともに、若年男性を始め非正規雇用割合も高まり、出産を機に退職する女性が少なからず存在している。女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を希望する者を支援する環境の整備が求められているが、依然として多くの待機児童が存在している。

このような、社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっている。

子どもの育ちや子育てをめぐる環境に鑑みれば、子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要である。こうした取組を通じて、全ての子どもの健やかな育ちを実現する必要がある。

二 子どもの育ちに関する理念

子どもの育ちにおいて、乳児期（おおむね満一歳に達するまでの時期）は、身近にいる特定の大人との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期である。子どもが示す様々な行動や欲求に、身近な大人が応答的かつ積極的に関わることにより、子どもの中に人に対する基本的信頼感が芽生え、情緒の安定が図られ、人として生きていく土台がこの時期に作られる。

幼児期（乳児期を除く小学校就学の始期に達するまでの時期）のうち、おおむね満三歳に達するまでの時期は、基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期である。安心感や安定感を得ることにより、子どもは身近な環境に自ら働きかけ、自発的に活動し、特定の大人への安心感を基盤として、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて社会性を身に付けていく。

幼児期のうち、おおむね満三歳以上の時期は、遊びを中心とした生活の中で、豊かな感性、好奇心、探究心や思考力が養われ、その後の生活や学びの基礎になる時期である。また、自我や主体性が芽生えるとともに、人間関係の面でも日々急速に成長する時期であり、この時期における育ちは、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものとなる。

また、小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期である。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期である。学校教育とともに、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要である。

以上のように、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。

三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

法を始めとする関係法律において明記されているとおり、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援は進められる必要がある。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みである。

したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことである。

このような支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。

子ども・子育て支援の意義に関する理解の下、各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要である。

また、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要である。当該支援を実施するに当たっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うこと、安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えること、及び地域の人材を生かしていくことに留意することが重要である。

四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。

子育てにおいては、保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女共に、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要である。PTA活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育むことが必要である。とりわけ、教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待される。また、施設が地域に開かれ、地域と共にあることや、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することは、子どもの健やかな育ちにとって重要である。

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。